

- オ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ
 カ 基点1とオを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市沖新町
 3 制限又は条件
 (1) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
 ならない。
 (2) 養殖施設は毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- 漁場計画番号 有区第46号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁場の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市沖新町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によ
 って囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第11号(熊本市沖新町沖新地区海岸堤防北東端)「熊本
 港計画基点十番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153)」
 基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)
 基点3 熊本県漁場基点有第18号(熊本市四番港防波堤基部から南へ17.59メートル
 のところ)
- ア コと基点1を見通した線からコを基点として右へ98度8分・2,223メートルのと
 ころ
 イ ウからコを見通した線上、ウから570メートルのところ
 ウ コと基点1を見通した線からコを基点として右へ80度38分27秒・2,675.528メー
 トルのところ
 エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度952メートルのところ
 オ スからセを見通した線上、スから2,319メートルのところ
 カ オからスを見通した線上、オから1,365メートルのところ
 キ カとオを見通した線からカを基点として右へ270度・90メートルのところ
 ク キとカを見通した線からキを基点として右へ90度・258メートルのところ
 ケ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ
 コ 基点1とケを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メー
 トルのところ
 サ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ110度49分40秒・1378.3メー
 トルのところ
 シ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・285.55
 メートルのところ
 ス サと熊ノ岳山頂を見通した線からサを基点として右へ248度47分20秒・2,385メー
 トルのところ
 セ 基点3と宇土郡三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度
 33分・3,605メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市沖新町
 3 制限又は条件
 (1) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
 ならない。
 (2) 養殖施設は毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- 漁場計画番号 天区第116号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 天草郡河浦町大字崎津地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草郡河浦町大字崎津名越鼻北端)
 ア 基点1と天草郡河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・
 760メートルのところ
 イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・690メー
 トルのところ
 ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・570メー
 トルのところ
 エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度30分・650メー
 トルのところ
- 2 地元地区 天草郡河浦町
 3 制限又は条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
 ならない。
- 漁場計画番号 天区第117号